

原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況

令和 3 年 1 0 月 6 日
原 子 力 規 制 庁

1. 申請状況及び設置変更許可等の処分の状況

- (1) 本体施設の設置変更許可申請等は、これまでに 1 6 発電所 2 7 プラントについて申請されており、これらの申請状況及び設置変更許可等の処分の状況は別紙 1 のとおり。
- (2) 特定重大事故等対処施設の設置変更許可申請等は、これまでに 1 1 発電所 1 8 プラントについて申請されており、これらの申請状況及び設置変更許可等の処分の状況は別紙 2 のとおり。
- (3) 所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置変更許可申請等は、これまでに 1 0 発電所 1 6 プラントについて申請されており、これらの申請状況及び設置変更許可等の処分の状況は別紙 3 のとおり。

2. 審査進捗状況表

- (1) 本体施設の設置変更許可申請に関する審査進捗状況表は別冊 1 のとおり。
- (2) 特定重大事故等対処施設の設置変更許可申請に関する審査進捗状況表は別冊 2 のとおり。

以上

新規制基準適合性に係る申請及び処分の状況

令和 3 年 10 月 5 日現在

申請者	対象発電炉（号炉）	炉型	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		（参考） 使用前確認終了日 （使用前検査合格日）
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
北海道電力	泊発電所 （1・2号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 8 日		平成 25 年 7 月 8 日		平成 25 年 7 月 8 日		
北海道電力	泊発電所 （3号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 8 日		平成 25 年 7 月 8 日		平成 25 年 7 月 8 日		
関西電力	大飯発電所 （3・4号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	平成 29 年 5 月 24 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 29 年 8 月 25 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 29 年 9 月 1 日	3号炉： 平成 30 年 4 月 10 日 4号炉： 平成 30 年 6 月 5 日
関西電力	高浜発電所 （3・4号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	平成 27 年 2 月 12 日	平成 25 年 7 月 8 日	3号炉： 平成 27 年 8 月 4 日 4号炉： 平成 27 年 10 月 9 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 27 年 10 月 9 日	3号炉： 平成 28 年 2 月 26 日 4号炉： 平成 29 年 6 月 16 日
四国電力	伊方発電所 （3号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	平成 27 年 7 月 15 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 28 年 3 月 23 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 28 年 4 月 19 日	平成 28 年 9 月 7 日
九州電力	川内原子力発電所 （1・2号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	平成 26 年 9 月 10 日	平成 25 年 7 月 8 日	1号炉： 平成 27 年 3 月 18 日 2号炉： 平成 27 年 5 月 22 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 27 年 5 月 27 日	1号炉 平成 27 年 9 月 10 日 2号炉： 平成 27 年 11 月 17 日
九州電力	玄海原子力発電所 （3・4号炉）	PWR	平成 25 年 7 月 12 日	平成 29 年 1 月 18 日	平成 25 年 7 月 12 日	3号炉： 平成 29 年 8 月 25 日 4号炉： 平成 29 年 9 月 14 日	平成 25 年 7 月 12 日	平成 29 年 9 月 14 日	3号炉： 平成 30 年 5 月 16 日 4号炉： 平成 30 年 7 月 19 日
東京電力	柏崎刈羽原子力発電所 （6・7号炉）	BWR	平成 25 年 9 月 27 日	平成 29 年 12 月 27 日	平成 25 年 9 月 27 日	7号炉※1： 令和 2 年 10 月 14 日	7号炉※1： 平成 25 年 9 月 27 日	7号炉※1： 令和 2 年 10 月 30 日	
中国電力	島根原子力発電所 （2号炉）	BWR	平成 25 年 12 月 25 日	令和 3 年 9 月 15 日	平成 25 年 12 月 25 日		平成 25 年 12 月 25 日		
東北電力	女川原子力発電所 （2号炉）	BWR	平成 25 年 12 月 27 日	令和 2 年 2 月 26 日	平成 25 年 12 月 27 日		平成 25 年 12 月 27 日		
中部電力	浜岡原子力発電所 （4号炉）	BWR	平成 26 年 2 月 14 日 平成 27 年 1 月 26 日※2		平成 26 年 2 月 14 日		平成 26 年 2 月 14 日		
日本原子力発電	東海第二発電所※3	BWR	平成 26 年 5 月 20 日	平成 30 年 9 月 26 日	平成 26 年 5 月 20 日	平成 30 年 10 月 18 日	平成 26 年 5 月 20 日		
東北電力	東通原子力発電所 （1号炉）	BWR	平成 26 年 6 月 10 日		平成 26 年 6 月 10 日		平成 26 年 6 月 10 日		

申請者	対象発電炉（号炉）	炉型	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		（参考） 使用前確認終了日 （使用前検査合格日）
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
北陸電力	志賀原子力発電所 （2号炉）	BWR	平成 26 年 8 月 12 日		平成 26 年 8 月 12 日		平成 26 年 8 月 12 日		
電源開発	大間原子力発電所	BWR	平成 26 年 12 月 16 日		平成 26 年 12 月 16 日				
関西電力	美浜発電所 （3号炉）※4	PWR	平成 27 年 3 月 17 日	平成 28 年 10 月 5 日	平成 27 年 11 月 26 日	平成 28 年 10 月 26 日	平成 27 年 3 月 17 日	令和 2 年 2 月 27 日	令和 3 年 7 月 27 日
関西電力	高浜発電所 （1・2号炉）※5	PWR	平成 27 年 3 月 17 日	平成 28 年 4 月 20 日	平成 27 年 7 月 3 日	平成 28 年 6 月 10 日	令和元年 7 月 31 日	令和 3 年 2 月 15 日	
中部電力	浜岡原子力発電所（3号炉）	BWR	平成 27 年 6 月 16 日						
日本原子力発電	敦賀発電所 （2号炉）	PWR	平成 27 年 11 月 5 日				平成 27 年 11 月 5 日		
中国電力	島根原子力発電所 （3号炉）	BWR	平成 30 年 8 月 10 日						

※1 6号炉については、設計及び工事の計画は設置変更許可を踏まえた補正がなされておらず、保安規定は変更申請がなされていない。

※2 平成 26 年 2 月 14 日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書について、使用済燃料乾式貯蔵施設を追加するため、平成 27 年 1 月 26 日付けで取下げ及び再申請がなされた。

※3 平成 29 年 11 月 24 日付けで申請された運転期間延長認可申請について、平成 30 年 11 月 7 日に認可した。

※4 平成 27 年 11 月 26 日付けで申請された運転期間延長認可申請について、平成 28 年 11 月 16 日に認可した。

※5 平成 27 年 4 月 30 日付けで申請された運転期間延長認可申請について、平成 28 年 6 月 20 日に認可した。

灰色：処分済

赤字：前回（令和 3 年 7 月 7 日）の報告時からの変更点

特定重大事故等対処施設に係る申請及び処分の状況

令和 3 年 10 月 5 日現在

申請者	対象発電炉 (号炉)	経過措置期間の 満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格日)
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
東京電力	柏崎刈羽 原子力発電所 (6・7号炉) ※1	7号炉： 令和 7 年 10 月 13 日	平成 26 年 12 月 15 日						
電源開発	大間 原子力発電所		平成 26 年 12 月 16 日						
関西電力	高浜発電所 (3・4号炉)	3号機： 令和 2 年 8 月 3 日 4号機： 令和 2 年 10 月 8 日	平成 26 年 12 月 25 日	平成 28 年 9 月 21 日	平成 29 年 4 月 26 日	令和元年 8 月 7 日	令和 2 年 4 月 17 日	令和 2 年 10 月 7 日	3号炉： 令和 2 年 12 月 11 日 4号炉： 令和 3 年 3 月 25 日
九州電力	川内 原子力発電所 (1・2号炉)	1号機： 令和 2 年 3 月 17 日 2号機： 令和 2 年 5 月 21 日	平成 27 年 12 月 17 日	平成 29 年 4 月 5 日	1号炉： (第 1 回) 平成 29 年 5 月 24 日 (第 2 回) 平成 29 年 8 月 8 日 (第 3 回) 平成 30 年 3 月 9 日 2号炉： (第 1 回) 平成 29 年 7 月 10 日 (第 2 回) 平成 29 年 8 月 8 日 (第 3 回) 平成 30 年 3 月 9 日	1号炉： (第 1 回) 平成 30 年 5 月 15 日 (第 2 回) 平成 30 年 7 月 26 日 (第 3 回) 平成 31 年 2 月 18 日 2号炉： (第 1 回) 平成 30 年 8 月 10 日 (第 2 回) 平成 30 年 8 月 31 日 (第 3 回) 平成 31 年 4 月 12 日	令和元年 8 月 2 日	令和 2 年 3 月 25 日	1号炉： 令和 2 年 11 月 11 日 2号炉： 令和 2 年 12 月 16 日
北海道電力	泊発電所 (3号炉)		平成 27 年 12 月 18 日						
四国電力	伊方発電所 (3号炉)	令和 3 年 3 月 22 日	平成 28 年 1 月 14 日	平成 29 年 10 月 4 日	(第 1 回) 平成 29 年 12 月 7 日 (第 2 回) 平成 30 年 3 月 16 日 (第 3 回) 平成 30 年 5 月 11 日 (第 4 回) 平成 30 年 8 月 13 日 (第 5 回) 令和元年 7 月 11 日	(第 1 回) 平成 31 年 3 月 25 日 (第 2 回) 令和元年 12 月 24 日 (第 3 回) 令和 2 年 3 月 27 日 (第 4 回) 令和元年 10 月 10 日 (第 5 回) 令和 2 年 3 月 27 日	令和 2 年 11 月 27 日	令和 3 年 4 月 28 日	令和 3 年 10 月 5 日
中国電力	島根 原子力発電所 (2号炉)		平成 28 年 7 月 4 日						
関西電力	高浜発電所 (1・2号炉)	令和 3 年 6 月 9 日	平成 28 年 12 月 22 日	平成 30 年 3 月 7 日	(第 1 回) 平成 30 年 3 月 8 日 (第 2 回) 平成 30 年 11 月 16 日 (第 3 回) 平成 31 年 3 月 15 日 (第 4 回) 令和元年 5 月 31 日	(第 1 回) 平成 31 年 4 月 25 日 (第 2 回) 令和元年 9 月 13 日 (第 3 回) 令和元年 10 月 24 日 (第 4 回) 令和 2 年 2 月 20 日			

別紙 2

申請者	対象発電炉 (号炉)	経過措置期間の 満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格日)
			申請日	処分日	申請日		申請日	処分日	
九州電力	玄海原子力発電所 (3・4号炉)	3号炉： 令和4年8月24日 4号炉： 令和4年9月13日	平成29年12月20日	平成31年4月3日	3号炉： (第1回)令和元年5月16日 (第2回)令和元年9月19日 (第3回)令和2年1月17日 4号炉： (第1回)令和元年6月18日 (第2回)令和元年9月19日 (第3回)令和2年1月17日	3号炉： (第1回)令和元年11月28日 (第2回)令和2年3月4日 (第3回)令和2年8月26日 4号炉： (第1回)令和元年11月28日 (第2回)令和2年3月4日 (第3回)令和2年8月26日	令和3年8月10日		
関西電力	美浜発電所 (3号炉)	令和3年10月25日	平成30年4月20日	令和2年7月8日	令和2年7月10日	令和3年4月6日	令和3年9月17日		
関西電力	大飯発電所 (3・4号炉)	令和4年8月24日	平成31年3月8日	令和2年2月26日	(第1回)令和2年3月6日 (第2回)令和2年8月26日	(第1回)令和2年12月22日 (第2回)令和3年8月24日	令和3年9月17日		
日本原子力発電	東海第二発電所	令和5年10月17日	令和元年9月24日						

※1 令和元年10月24日付けの補正で、1号炉に係る申請が取り下げられた。

灰色：処分済

赤字：前回（令和3年7月7日）の報告時からの変更点

所内常設直流電源設備（3系統目）に係る申請及び処分の状況

令和3年10月5日現在

申請者	対象発電炉（号炉）	経過措置期間の満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		（参考） 使用前確認終了日 （使用前検査合格日）
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
電源開発	大間原子力発電所		平成26年12月16日						
北海道電力	泊発電所 （3号炉）		平成27年12月18日						
九州電力	川内原子力発電所 （1・2号炉）	1号機： 令和2年3月17日 2号機： 令和2年5月21日	平成28年3月25日	平成29年2月8日	平成29年7月10日	平成30年1月29日	令和元年11月22日	令和2年3月30日	1号炉： 令和2年10月9日 2号炉： 令和2年11月18日
中国電力	島根 原子力発電所 （2号炉）		平成28年7月4日						
関西電力	高浜発電所 （3・4号炉）	3号機： 令和2年8月3日 4号機： 令和2年10月8日	平成29年3月17日	平成29年6月28日	令和元年8月22日	令和2年3月5日	令和2年4月17日	令和2年10月7日	3号炉： 令和2年12月11日 4号炉： 令和3年3月25日
四国電力	伊方発電所 （3号炉）	令和3年3月22日	平成29年11月15日	平成30年6月27日	平成31年2月27日	令和2年8月6日	令和2年11月27日	令和3年4月28日	令和3年10月5日
関西電力	高浜発電所 （1・2号炉）	令和3年6月9日	平成30年2月5日 令和元年6月14日※1	令和元年9月25日	令和2年7月17日	令和2年11月13日			
関西電力	美浜発電所 （3号炉）	令和3年10月25日	平成30年4月20日	令和2年7月8日	令和3年4月23日		令和3年9月17日		
関西電力	大飯発電所 （3・4号炉）	令和4年8月24日	平成31年3月8日	令和2年2月26日	令和3年4月23日		令和3年9月17日		
九州電力	玄海原子力発電所 （3・4号炉）	3号炉： 令和4年8月24日 4号炉： 令和4年9月13日	平成31年3月28日	令和元年12月25日	令和2年3月24日	令和2年11月13日	令和3年8月10日		
日本原子力発電	東海第二発電所	令和5年10月17日	令和元年9月24日						

※1 平成30年2月5日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請について、令和元年6月14日付けの補正において所内常設直流電源設備（3系統目）に係る内容が取り下げられ、同日付で再申請がなされた。

灰色：処分済
赤字：前回（令和3年7月7日）の報告時からの変更点

審査進捗状況表 (本体施設)

・ 北海道電力(株)泊発電所 3 号炉	・ ・ ・ 8
・ 中部電力(株)浜岡原子力発電所 4 号炉	・ ・ ・ 1 0
・ 東北電力(株)東通原子力発電所 1 号炉	・ ・ ・ 1 2
・ 北陸電力(株)志賀原子力発電所 2 号炉	・ ・ ・ 1 4
・ 電源開発(株)大間原子力発電所	・ ・ ・ 1 6
・ 日本原子力発電(株)敦賀発電所 2 号炉	・ ・ ・ 1 8

※ 1 申請順に記載

※ 2 北海道電力(株)泊発電所 1 / 2 号炉、中国電力(株)島根原子力発電所 3 号炉及び中部電力(株)浜岡原子力発電所 3 号炉については、前回（令和 3 年 7 月 7 日第 1 9 回原子力規制委員会）報告時から変更等がないため、省略する。

審査進捗状況表

北海道電力(株)泊発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和3年10月5日時点】

設計基準対象施設関係

審査項目		ステイタス※1	直近の審査会合	現時点における主な論点	
設計基準対象施設関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2021/7/2	
		敷地周辺の地質・地質構造	④	2017/7/28	
	地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/12/25	
		震源を特定して策定する地震動	③	2021/7/30	●令和3年7月30日の審査会合において、積丹半島北西沖の断層による地震動評価について、海上音波探査から得られた情報は1地点の情報のみであり、震源断層モデルの位置及び走向の設定に必要なデータが少ないことを踏まえて、断層の走向の設定については、敷地と断層との位置関係等を考慮して、走向0°及び20°ケースに加えEW方向の地震動が大きい傾向となる走向40°ケースを基本ケースに追加した上で、不確かさを考慮した評価結果も示すことを求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		震源を特定せず策定する地震動	②	2015/10/23	●設置許可基準規則解釈の改正に伴い、9月29日に補正がなされた。今後、標準応答スペクトルに基づく地震動評価について事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		基準地震動	②	2016/2/5	●積丹半島北西沖の断層による地震動評価及び標準応答スペクトルに基づく地震動評価の検討後に、これらを踏まえた基準地震動の策定について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		地盤・斜面の安定性	①	-	
		耐震設計方針	②	2017/3/10	●耐震重要施設等が設置された敷地に分布する埋立土について、地盤の液状化、揺すり込み沈下の評価及びそれらによる耐震重要施設への影響について確認していく。なお、論点については、説明聴取を一部行った段階で判明しているもののみであり、今後さらに説明聴取を行い、論点の抽出をしていく必要がある。
	津波(第5条)	地震による津波	③	2021/9/3	●事業者は、日本海東縁部に想定される地震による津波の評価について、最新の知見、先行する他の審査結果を反映した再評価を実施したと説明している。これに対し、説明内容が先行する他の審査において実施されている自主設備とする防潮堤や防波堤の損傷を考慮した場合の津波評価を実施していなかったため、津波波源モデルのパラメータ設定及び評価結果の妥当性も含めて自主設備の損傷を考慮した場合の津波評価について検討を求めている。令和3年9月3日の審査会合において、事業者から、日本海東縁部に想定される地震による津波に関し、想定波源域及び波源位置の網羅性を含めて、自主設備とする防潮堤や防波堤の損傷を考慮した場合の津波評価結果について説明を受けた。これに対し、想定波源域及び波源位置については、パラメータ因子の影響分析の結果等を踏まえて検討ケースの妥当性について説明を行うよう求めた。また、自主設備の損傷を考慮した場合の津波評価については、検討ケース及び地形モデル設定の考え方等について詳細に説明を行うよう求めた。今後、評価結果等の妥当性も含めて、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		地震以外による津波	④	2015/8/21	
		基準津波	②	2016/2/5	●日本海東縁部及び積丹半島北西沖の断層による地震の津波の評価後に、これらを踏まえた基準津波の策定について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		耐津波設計方針	②	2021/9/30	●これまでに判明していた防潮堤の構造成立性に係る埋立土の液状化、揺すり込み沈下の影響等の論点に関しては、令和3年9月30日の審査会合において、事業者から、防潮堤を直接岩盤に支持させる構造へ変更すること及び防潮堤の設計の考え方について説明がなされた。今後、設計変更後の防潮堤の構造・仕様、設計方針及び構造成立性について改めて確認していく。なお、論点については、説明聴取を一部行った段階で判明しているもののみであり、今後さらに説明聴取を行い、論点を抽出していく必要がある。
	竜巻(第6条)		④	2016/9/6	●耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、令和3年10月1日に提出されたまとめ資料を順次確認していく。
	火山事象 (第6条)	火山事象	②	2016/2/5	●原子力発電所の火山影響評価ガイドの改正を踏まえた火山活動の可能性評価、洞爺カルデラ、ニセコ・雷電火山群等についての実効性のあるモニタリング手法について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●降下火砕物の層厚評価について、その根拠としている給源不明の火山灰層が、事業者の実施した敷地内断層の活動性評価に係る追加調査の結果、敷地内で見つからなかった。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		火山事象に対する設計方針	④	2014/1/28	●耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、令和3年10月1日に提出されたまとめ資料を順次確認していく。
	外部火災(第6条)		④	2014/3/4	
	その他自然現象と人為事象(第6条)		④	2014/3/4	
	不法な侵入(第7条)		④	― ※2	
	内部火災(第8条)		④	2014/3/4	
	内部溢水(第9条)		④	2014/2/18	
	誤操作の防止(第10条)		④	2014/2/18	
	安全避難通路(第11条)		④	2013/11/19	
	安全施設(第12条)		④	2014/9/2	
	全交流電源喪失(第14条)		④	2014/1/28	
	SFP(第16条、23条)		④	2014/2/4	
	RCPB(第17条)		④	2013/9/12	
	安全保護回路(第24条)		④	2013/11/19	
	原子炉制御室(第26条)		④	2014/1/28	
	監視設備(第31条)		④	2014/1/28	
	保安電源(第33条)		④	2013/10/8	
	緊急時対策所(第34条)		④	2016/9/6	
	通信連絡設備(第35条)		④	2013/9/12	

※1 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

※2 他の審査項目の審査の中で併せて審査

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくこと、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目				ステイタス※1	直近の審査会合	現時点における主な論点		
重大事故等対処施設関係	有効性評価（３７条）	PRA	Lv 1		④	2016/9/6		
			Lv 1. 5		④			
			停止時		④			
			地震		④			
			津波		④			
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス			④			
		解析コード			④	2014/4/24		
		限界温度、限界圧力			④	2014/1/21		
		炉心	2次冷却系からの除熱機能喪失		④	2016/10/27		
			全交流動力電源喪失		④			
			原子炉補機冷却機能喪失		④			
			原子炉格納容器の除熱機能喪失		④			
			原子炉停止機能喪失		④			
			ECCS注水機能喪失		④			
			ECCS再循環機能喪失		④			
		格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA、蒸気発生器伝熱管破損)			④			
		CV	過圧破損		④	2016/9/6		
			過温破損		④	2016/10/27		
			DCH		④	2014/2/4		
			FCI		④			
			MCCI		④			
			水素燃焼		④	2013/9/26		
		SFP	想定事故1		④	2014/2/4		
			想定事故2		④			
		停止時	崩壊熱除去機能喪失		④	2013/10/1		●耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、令和3年10月1日に提出されたまとめ資料を順次確認していく。
			全交流動力電源喪失		④			
			原子炉冷却材の流出		④			
			反応度誤投入		④			
	設備・技術的能力	1.0	43条	共通		④		2016/9/6
		1.1	44条	ATWS		④		2013/8/1
		1.2	45条	高圧時冷却		④		
		1.3	46条	減圧		④		
		1.4	47条	低圧時冷却		④		
		1.5	48条	最終ヒートシンク		④		
		1.6	49条	CV冷却		④		―※2
		1.7	50条	CV過圧破損防止		④		―※2
		1.8	51条	CV下部注水		④		―※2
		1.9	52条	CV水素対策		④		―※2
		1.10	53条	RB水素対策		④		―※2
		1.11	54条	SFP		④		―※2
		1.12	55条	建屋外RI抑制		④		―※2
		1.13	56条	水源		④		―※2
		1.14	57条	電源		④		―※2
		1.15	58条	計装		④		―※2
		1.16	59条	原子炉制御室		④		2016/10/27
		1.17	60条	監視測定		④		2013/10/22
		1.18	61条	緊急時対策所		④		2016/10/27
		1.19	62条	通信連絡		④		2013/9/12
	2		大規模損壊		④	2014/3/25		
	共通	地質(第38条)			④	2021/7/2		
		地震動(第38、39条)			②	2021/7/30		●地震動(第3、4条)を参照。
		津波(第40条)			②	2021/9/3		●津波(第5条)を参照。
		火災(第41条)			④	―※2		●耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、令和3年10月1日に提出されたまとめ資料を順次確認していく。

※1 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

※2 他の審査項目の審査の中で併せて審査

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中部電力(株)浜岡原子力発電所4号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和3年10月5日時点】

審査項目			ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
設計基準対象施設関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2021/4/2	●事業者はH断層系については、すべてのH断層は形成後も含めて活動時期が全て同じ時代であり、その活動性評価においてはどのH断層で評価しても良い旨主張し、上載地層が存在するH-9断層で活動性評価を行うとしていることから、各H断層に存在する固結度の低い細粒物質部の組成、規模等、H断層の性状に係るデータを示すよう求めている。令和3年4月2日の審査会合で、これらのデータが提出されたものの、H-8断層についてはデータ取得を行っていないため、当該断層についてもデータ取得を行い、他のH断層との類似性を示すよう求めた。また、H-9断層についても、活動性評価を行う地点での細粒物質部の詳細データの取得を行うとともに、上載地層として用いる泥層についても、堆積年代を示す指標を増やして年代評価を行うよう求めた。今後、上載地層の年代値の妥当性も含めて、観察事実に基づいてH-9断層ですべてのH断層の活動時期を代表できるかどうかについて、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		敷地周辺の地質・地質構造	④	2018/8/3	
	地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/2/13	
		震源を特定して策定する地震動	③	2021/7/16	●地震動の顕著な増幅を考慮する地震動評価のうち、海洋プレート内地震の地震動評価について、令和3年7月16日の審査会合で、一部の周期帯で内陸地殻内地震及びプレート間地震の地震動評価結果を上回ることから、海洋プレート内地震の全ての震源モデルに対して断層モデルの背景領域にも増幅係数を乗じた場合の地震動評価結果を「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」として採用するよう求めた。また、事業者が今後説明するとしていた事項のうち、御前崎沖の想定沈み込み海洋プレート内地震の地震動評価については、不確かさを考慮した地震動評価を行った上で、長周期側がプレート間地震の地震動評価結果で代表できるのかどうかについて示すよう求めた。これらの評価結果も含め、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」として資料を一まとめにした評価結果について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●また、令和3年7月16日の審査会合において、事業者から「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の取りまとめ資料を作成するにあたり、これまでの審査会合で提示してきた検討・評価結果を改めてチェックしたところ、一部に誤った結果が記載されていたとの報告があったことから、品質保証・管理を徹底するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		震源を特定せず策定する地震動	①	—	
		基準地震動	①	—	●免震構造等、長周期の地震応答が卓越する施設等について、基準地震動(長周期地震動)を別途策定する必要性の有無について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		地盤・斜面の安定性	①	—	
		耐震設計方針	①	—	
	津波(第5条)	地震による津波	②	2021/6/4	●事業者はプレート間地震による津波評価につき、これまで用いていた内閣府(2012)による波源モデルに基づくモデルではなく、独自に遠州灘沿岸域及び南海トラフ広域の津波痕跡高を再現した波源モデル(痕跡再現モデル)を設定し、同モデルに基づき津波評価を実施するとした。令和3年6月4日の審査会合において、事業者は、事業者独自に設定した痕跡再現モデルと日本海溝等におけるM9クラスの波源モデルの妥当性が確認されている他の方法によるモデルとの比較を示したが、比較検討に用いたモデルにおける剛性率等のパラメータが日本海溝によるものと同じであったため、南海トラフでの値を用いて再度検討するよう求めた。事業者独自に設定した痕跡再現モデルの妥当性及び浜岡発電所が海溝軸から近いことによる更なる不確かさの反映について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●プレート間地震以外による地震の津波評価については、その評価の妥当性について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		地震以外による津波	③	2020/5/21	●事業者による火山現象の津波影響評価において、過去の噴火規模に関する情報が不足している海底火山による津波については、評価方針も含めてその影響評価について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		基準津波	①		●地震による津波及び地震以外の要因による津波の審査が概ね終了した後に、両者の組合せによる評価の妥当性について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		耐津波設計方針	①	—	
	竜巻(第6条)		②	2015/4/9	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
	火山事象 (第6条)	火山事象	①	—	
		火山事象に対する設計方針	①	—	
	外部火災(第6条)		②	2015/3/19	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
	その他自然現象と人為事象(第6条)		②	2015/7/9	
	不法な侵入(第7条)		①	—	
	内部火災(第8条)		②	2015/8/6	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
	内部溢水(第9条)		②	2015/5/21	
	誤操作の防止(第10条)		②	2015/6/2	
	安全避難通路(第11条)		②	2015/6/2	
	安全施設(第12条)		②	2015/4/21	
	全交流電源喪失(第14条)		①	—	
	SFP(第16条、23条)		①	—	
	RCPB(第17条)		②	2015/2/24	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
	安全保護回路(第24条)		②	2015/6/2	
	原子炉制御室(第26条)		②	2015/6/11	
	監視設備(第31条)		②	2015/4/2	
	保安電源(第33条)		①	—	
	緊急時対策所(第34条)		②	2015/3/24	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
	通信連絡設備(第35条)		②	2015/3/24	

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目				ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
重大事故等 対処施設関係	有効性 評価 （37条）	PRA	Lv 1	②	2015/7/2	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。	
			Lv 1.5	②			
			停止時	②			
			地震	②			
			津波	②			
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス			②		
		解析コード			③	2015/10/15	●先行プラントの説明内容と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実確認等について確認していく。
		限界温度、限界圧力			②	2015/3/3	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
		炉心	高圧・低圧注水機能喪失	②	2017/5/26		
			高圧注水・減圧機能喪失	②			
			全交流動力電源喪失	②			
			崩壊熱除去機能喪失	②			
			原子炉停止機能喪失	②			
	LOCA時注水機能喪失		②				
	格納容器バイパス (ISLOCA)		②				
	CV	過圧・過温破損	②	2016/9/15			
		DCH	②	2015/3/10			
		FCI	②				
		MCCI	②				
		水素燃焼	②	2015/3/10			
	SFP		想定事故1	②	2015/3/17		
		想定事故2	②				
	停止時	崩壊熱除去機能喪失	②	2015/3/17			
		全交流動力電源喪失	②				
		原子炉冷却材の流出	②				
		反応度誤投入	②				
	設備・技術的能力	1.0	43条	共通	②	2015/7/23	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
		1.1	44条	ATWS	①	—	
		1.2	45条	高圧時冷却	①		
		1.3	46条	減圧	①		
		1.4	47条	低圧時冷却	①		
		1.5	48条	最終ヒートシンク	①		
		1.6	49条	CV冷却	①	—	
		1.7	50条	CV過圧破損防止	②	2015/7/21	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
		1.8	51条	CV下部注水	①	—	
		1.9	52条	CV水素対策	①	—	
		1.10	53条	RB水素対策	②	2015/8/4	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
		1.11	54条	SFP	①	—	
		1.12	55条	建屋外RI抑制	①	—	
		1.13	56条	水源	①	—	
		1.14	57条	電源	①	—	
		1.15	58条	計装	①	—	
		1.16	59条	原子炉制御室	②	2015/6/11	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
		1.17	60条	監視測定	②	2015/4/2	
		1.18	61条	緊急時対策所	②	2015/3/24	
		1.19	62条	通信連絡	②	2015/3/24	
	2		大規模損壊	①	—		
	共通	地質(第38条)			③	2021/4/2	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。
		地震動(第38、39条)			②	2021/7/16	●地震動(第3、4条)を参照。
		津波(第40条)			②	2021/6/4	●津波(第5条)を参照。
		火災(第41条)			①	—	

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

東北電力(株)東通原子力発電所1号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和3年10月5日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
設計基準 対象施設 関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2018/5/18	
		敷地周辺の地質・地質構造	④	2020/10/2	
	地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2020/10/2	
		震源を特定して策定する地震動	③	2021/9/17	●令和3年4月23日の審査会合において、プレート間地震の地震動評価について審議し、これまで説明を求めてきた断層モデル手法に用いる経験的グリーン関数法に適用する要素地震の妥当性等について回答がなされ、概ね妥当な検討がなされたと評価した。 ●令和3年5月14日の審査会合において、海洋プレート内地震の地震動評価について審議し、これまで説明を求めてきた検討用地震の選定の妥当性等について回答がなされ、概ね妥当な検討がなされたと評価した。 ●令和3年9月17日の審査会合において、内陸地殻内地震の地震動評価について審議し、速度構造の高まりを考慮して横浜断層位置に想定した東傾斜の断層による地震動のコメント回答に対して、当該断層を検討用地震として選定する際の位置付け及び考慮すべき不確かさについて説明を求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
		震源を特定せず策定する地震動	①	－	
		基準地震動	①	－	
		地盤・斜面の安定性	①	－	
		耐震設計方針	①	－	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
		津波(第5条)	地震による津波	③	2021/7/9
	地震以外による津波		③	2016/8/26	●事業者の海底地すべりに伴う津波の検討において、日本海溝沿いやハワイ諸島付近の地すべり等を踏まえた評価が不足している。今後、事業者から説明を受け、これらの知見を反映した検討内容について確認していく。
	基準津波		①	－	
	耐津波設計方針		①	－	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	竜巻(第6条)		①	－	
	火山事象 (第6条)	火山事象	①	－	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
		火山事象に対する設計方針	①	－	
	外部火災(第6条)		①	－	
	その他自然現象と人為事象(第6条)		①	－	
	不法な侵入(第7条)		①	－	
	内部火災(第8条)		①	－	
	内部溢水(第9条)		①	－	
	誤操作の防止(第10条)		①	－	
	安全避難通路(第11条)		①	－	
	安全施設(第12条)		①	－	
	全交流電源喪失(第14条)		①	－	
	SFP(第16条、23条)		①	－	
	RCPB(第17条)		①	－	
	安全保護回路(第24条)		①	－	
	原子炉制御室(第26条)		①	－	
	監視設備(第31条)		①	－	
	保安電源(第33条)		①	－	
	緊急時対策所(第34条)		①	－	
	通信連絡設備(第35条)		①	－	

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目				ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
重大事故等 対処施設関係	有効性評価 （３７条）	PRA	Lv １	①	－		
			Lv １. ５	①			
			停止時	①			
			地震	①			
			津波	①			
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス			①		
		解析コード			①		－
		限界温度、限界圧力			①		－
		炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	－		
			高圧注水・減圧機能喪失	①			
			全交流動力電源喪失	①			
			崩壊熱除去機能喪失	①			
			原子炉停止機能喪失	①			
			LOCA時注水機能喪失	①			
			格納容器バイパス (ISLOCA)	①			
		CV	過圧・過温破損	①	－		
			DCH	①	－		
			FCI	①	－		
			MCCI	①	－		
			水素燃焼	①	－		
		SFP	想定事故1	①	－		
			想定事故2	①	－		
		停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	－		
			全交流動力電源喪失	①	－		
			原子炉冷却材の流出	①	－		
			反応度誤投入	①	－		
	設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	－	
		1.1	44条	ATWS	①	－	
		1.2	45条	高圧時冷却	①	－	
		1.3	46条	減圧	①	－	
		1.4	47条	低圧時冷却	①	－	
		1.5	48条	最終ヒートシンク	①	－	
		1.6	49条	CV冷却	①	－	
		1.7	50条	CV過圧破損防止 (FCVS)	①	－	
		1.8	51条	CV下部注水	①	－	
		1.9	52条	CV水素対策	①	－	
		1.10	53条	RB水素対策	①	－	
		1.11	54条	SFP	①	－	
		1.12	55条	建屋外RI抑制	①	－	
		1.13	56条	水源	①	－	
		1.14	57条	電源	①	－	
		1.15	58条	計装	①	－	
		1.16	59条	原子炉制御室	①	－	
		1.17	60条	監視測定	①	－	
		1.18	61条	緊急時対策所	①	－	
		1.19	62条	通信連絡	①	－	
	2		大規模損壊	①	－		
	共通	地質(第38条)			④	2018/5/18	
		地震動(第38、39条)			②	2021/9/17	●地震動(第3、4条)を参照。
		津波(第40条)			②	2021/7/9	●津波(第5条)を参照。
		火災(第41条)			①	－	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

北陸電力(株)志賀原子力発電所2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和3年10月5日時点】

審査項目			ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
設計基準対象施設関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2021/1/15	●令和2年10月の審査会合において、敷地内断層の活動性評価の対象として既に選定されている9本の断層に、海岸部の断層1本を新たに加えた合計10本の断層を評価対象とした選定結果の妥当性について確認した。 ●選定された断層については、事業者は、上載地層を用いた評価及び断層最新面と鉱物脈との交差関係により活動性評価を行う方針としている。令和3年1月15日の審査会合において、追加調査結果を踏まえた評価結果について審議を行い、上載地層法においては、活動性評価に用いた上載地層が12～13万年より古い地層であるとする事業者の評価を確認した。鉱物脈法を用いた評価については、生成温度が低い鉱物脈の評価への適用性についてデータが拡充されており、イライト/スメクタイト混合層が鉱物脈法による評価に適用できるとする事業者の評価を確認した。鉱物脈法の顕微鏡観察結果については、断層最新面と鉱物脈との交差関係が明確でない箇所のデータ拡充等を求めた。今後、事業者から提出されるデータも含めて説明を受け、選定された断層の活動性評価の妥当性について内容を確認するとともに、現地調査を実施する。
		敷地周辺の地質・地質構造	②	2021/5/14	●敷地近傍及び能登半島西岸の地形、地質・地質構造について審査を行っている。令和3年5月14日の審査会合において、敷地近傍の断層の評価について、既往文献で確認されたりニアメント・変動地形及び断層に対する事業者の調査に基づく評価結果に関し、断層の分岐の可能性も含め、各断層の確実な端部評価を行うことを求めた。また、能登半島西岸の地形について、段丘面の認定に係る調査データ、2007年能登半島地震時における地殻変動量との関係等について、更なる根拠資料の整理を求めた。震源として考慮する活断層の選定と活動性評価の妥当性について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地震動 (第3、4条)	地下構造	①	—	
		震源を特定して策定する地震動	①	—	
		震源を特定せず策定する地震動	①	—	
		基準地震動	①	—	
		地盤・斜面の安定性	①	—	
		耐震設計方針	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	津波(第5条)	地震による津波	①	—	
		地震以外による津波	①	—	
		基準津波	①	—	
		耐津波設計方針	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	竜巻(第6条)		①	—	
	火山事象 (第6条)	火山事象	①	—	
		火山事象に対する設計方針	①	—	
	外部火災(第6条)		①	—	
	その他自然現象と人為事象(第6条)		①	—	
	不法な侵入(第7条)		①	—	
	内部火災(第8条)		①	—	
	内部溢水(第9条)		①	—	
	誤操作の防止(第10条)		①	—	
	安全避難通路(第11条)		①	—	
	安全施設(第12条)		①	—	
	全交流電源喪失(第14条)		①	—	
	SFP(第16条、23条)		①	—	
	RCPB(第17条)		①	—	
	安全保護回路(第24条)		①	—	
	原子炉制御室(第26条)		①	—	
	監視設備(第31条)		①	—	
	保安電源(第33条)		①	—	
	緊急時対策所(第34条)		①	—	
	通信連絡設備(第35条)		①	—	
					●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済＆コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済＆コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目				ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
重大事故等対処施設関係	有効性評価（37条）	PRA	Lv 1	①	－	
			Lv 1.5	①		
			停止時	①		
			地震	①		
			津波	①		
		事故シナエンスグループ及び重要事故シナエンス		①		
		解析コード		①	－	
		限界温度、限界圧力		①	－	
		炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	－	
			高圧注水・減圧機能喪失	①	－	
			全交流動力力電源喪失	①	－	
			崩壊熱除去機能喪失	①	－	
			原子炉停止機能喪失	①	－	
			LOCA時注水機能喪失	①	－	
			格納容器バイパス (ISLOCA)	①	－	
		CV	過圧・過温破損	①	－	
			DCH	①	－	
			FCI	①	－	
			MCCI	①	－	
			水素燃焼	①	－	
		SFP	想定事故1	①	－	
			想定事故2	①	－	
		停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	－	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
			全交流動力力電源喪失	①	－	
			原子炉冷却材の流出	①	－	
			反応度誤投入	①	－	
	設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	－
		1.1	44条	ATWS	①	－
		1.2	45条	高圧時冷却	①	－
		1.3	46条	減圧	①	－
		1.4	47条	低圧時冷却	①	－
		1.5	48条	最終ヒートシンク	①	－
		1.6	49条	CV冷却	①	－
		1.7	50条	CV過圧破損防止	①	－
		1.8	51条	CV下部注水	①	－
		1.9	52条	CV水素対策	①	－
		1.10	53条	RB水素対策	①	－
		1.11	54条	SFP	①	－
		1.12	55条	建屋外RI抑制	①	－
		1.13	56条	水源	①	－
		1.14	57条	電源	①	－
		1.15	58条	計装	①	－
		1.16	59条	原子炉制御室	①	－
		1.17	60条	監視測定	①	－
		1.18	61条	緊急時対策所	①	－
		1.19	62条	通信連絡	①	－
		2		大規模損壊	①	－
	共通	地質(第38条)		③	2021/1/15	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。
		地震動(第38、39条)		①	－	●地震動(第3、4条)を参照。
		津波(第40条)		①	－	●津波(第5条)を参照。
		火災(第41条)		①	－	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

電源開発(株)大間原子力発電所設置変更許可申請※¹(本体施設)に係る審査状況【令和3年10月5日時点】

審査項目			ステイタス※ ²	直近の審査会合	現時点における主な論点
設計基準対象施設関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2021/6/25	●事業者が後期更新世以降に強風化した岩盤の膨張によって生じたとしている変状について、令和3年6月25日の審査会合において、重要施設側面に確認されるシームS-11が「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことを確認するため、変状が風化部でのみ発生し、重要施設側面に確認されるシームS-11付近には風化部が確認されないとする事実関係、及び活動性が否定されているシームS-11と重要施設側面に確認されるシームS-11が同じものであると判断できる根拠の有無について、追加説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
		敷地周辺の地質・地質構造	④	2020/11/20	
	地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2020/12/18	
		震源を特定して策定する地震動	②	2021/8/27	●令和3年6月11日の審査会合において、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の評価に関する全体概要を聴取するとともに、プレート間地震の地震動評価について審議した。プレート間地震の地震動評価については、検討用地震の選定、震源モデルの設定、不確かさの考慮、経験的グリーン関数法に用いる要素地震の選定等の地震動評価手法、及び地震動評価結果について一通り説明がなされ、その内容について概ね妥当な検討がなされたものと評価した。 ●令和3年8月27日の審査会合において、海洋プレート内地震の地震動評価について審議した。検討用地震の選定、震源モデルの設定、不確かさの考慮、経験的グリーン関数法に用いる要素地震の選定等の地震動評価手法、及び地震動評価結果について一通り説明がなされ、その内容について概ね妥当な検討がなされたものと評価した。 ●内陸地殻内地震の地震動評価について、今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
		震源を特定せず策定する地震動	①	—	
		基準地震動	①	—	
		地盤・斜面の安定性	①	—	
		耐震設計方針	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	津波(第5条)	地震による津波	③	2021/7/30	●令和3年7月30日の審査会合において、「プレート間地震である「十勝沖・根室沖から岩手県沖北部の運動型地震」による津波」及び「日本海東縁部に想定される地震に伴う津波」を含めた地震に伴う津波の評価全般について審議した。「日本海東縁部に想定される地震に伴う津波」に関しては、想定波源域における断層面の設定の妥当性について説明を求めるとともに、令和2年4月21日に内閣府が公表した日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの地震・津波断層モデルの想定に係る津波評価に関して、津波影響評価上の位置付けについて追加説明を求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
		地震以外による津波	④	2018/6/8	
		基準津波	①	—	
		耐津波設計方針	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	竜巻(第6条)		①	—	
	火山事象 (第6条)	火山事象	①	—	
		火山事象に対する設計方針	①	—	
	外部火災(第6条)		①	—	
	その他自然現象と人為事象(第6条)		①	—	
	不法な侵入(第7条)		①	—	
	内部火災(第8条)		①	—	
	内部溢水(第9条)		①	—	
	誤操作の防止(第10条)		①	—	
	安全避難通路(第11条)		①	—	
	安全施設(第12条)		①	—	
	全交流電源喪失(第14条)		①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	SFP(第16条、23条)		①	—	
	RCPB(第17条)		①	—	
	安全保護回路(第24条)		①	—	
	原子炉制御室(第26条)		①	—	
	監視設備(第31条)		①	—	
	保安電源(第33条)		①	—	
	緊急時対策所(第34条)		①	—	
	通信連絡設備(第35条)		①	—	

※1 平成26年12月16日付け大間原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請(本体施設と特定重大事故等対処施設をあわせて申請)
※2 ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目				ステイタス※2	直近の審査会合	現時点における主な論点	
重大事故等 対処施設関係	有効性評価 （37条）	PRA	Lv 1	①	－	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
			Lv 1.5	①			
			停止時	①			
			地震	①			
			津波	①			
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス			①		－
		解析コード			①		
		限界温度、限界圧力			①		－
		炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	－		
			高圧注水・減圧機能喪失	①			
			全交流動力電源喪失	①			
			崩壊熱除去機能喪失	①			
			原子炉停止機能喪失	①			
			LOCA時注水機能喪失	①			
			格納容器バイパス (ISLOCA)	①			
		CV	過圧・過温破損	①	－		
			DCH	①	－		
			FCI	①			
			MCCI	①			
			水素燃焼	①	－		
		SFP	想定事故1	①	－		
			想定事故2	①			
		停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	－		
			全交流動力電源喪失	①			
			原子炉冷却材の流出	①			
			反応度誤投入	①			
	設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	－	
		1.1	44条	ATWS	①	－	
		1.2	45条	高圧時冷却	①		
		1.3	46条	減圧	①		
		1.4	47条	低圧時冷却	①		
		1.5	48条	最終ヒートシンク	①		
		1.6	49条	CV冷却	①	－	
		1.7	50条	CV過圧破損防止	①	－	
		1.8	51条	CV下部注水	①	－	
		1.9	52条	CV水素対策	①	－	
		1.10	53条	RB水素対策	①	－	
		1.11	54条	SFP	①	－	
		1.12	55条	建屋外RI抑制	①	－	
		1.13	56条	水源	①	－	
		1.14	57条	電源	①	－	
		1.15	58条	計装	①	－	
		1.16	59条	原子炉制御室	①	－	
		1.17	60条	監視測定	①	－	
		1.18	61条	緊急時対策所	①	－	
		1.19	62条	通信連絡	①	－	
	2		大規模損壊	①	－		
	共通	地質(第38条)			③	2021/6/25	●地質(第3、4条)敷地の地質・地質構造を参照。
		地震動(第38、39条)			②	2021/8/27	●地震動(第3、4条)を参照。
		津波(第40条)			②	2021/7/30	●津波(第5条)を参照。
		火災(第41条)			①	－	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

※1 平成26年12月16日付け大間原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請(本体施設と特定重大事故等対処施設をあわせて申請)
※2 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

日本原子力発電(株)敦賀原子力発電所2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和3年10月5日時点】

審査項目			ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
設計基準対象施設関係	地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	②	2020/10/30	●K断層の重要施設直下への連続性の評価に係る審査の過程において、評価の妥当性を確認するためのボーリング柱状図の記載が説明がなく削除・変更されていることが確認された。これに関し、令和2年6月の審査会合において、事業者から、ボーリング柱状図の元データとなる調査会社による調査報告書とともに、柱状図変更の経緯、変遷等を含めて説明があった。これに対して、調査会社が作成した申請書案の元データの存否を調査会社にも確認の上明らかにし、資料提出を行うこと、調査会社の調査報告書から申請書に反映すべきデータを事業者として明確にし、それをもとにどのような書き換えがあったのかを報告し直すこと、データ書き換えの不適合管理に係る要因分析等が不足しているので、更に深掘りして検討を行うことなどを求めた。令和2年10月30日の審査会合では、これらの指示に対して、事業者が、評価に必要な柱状図の元データを示し、また、今後は適切な記載の柱状図を提出する方針が示されたことから、敷地内断層の審査を継続することとした。他方で、令和2年10月7日の原子力規制委員会において、事業者による柱状図データ書換えの原因調査分析の妥当性については、原子力規制検査の中で確認していくこととし、令和3年7月28日の原子力規制委員会での経過報告を行った。令和3年8月18日の原子力規制委員会において、当該経過報告を踏まえた審査の取扱いについて議論された。その結果、原子力規制検査において、以下の2点を満たす業務プロセスの構築が確認されるまでの間は、審査会合を実施しないこととした。 ①調査データのトレーサビリティが確保されること ②複数の調査手法により評価結果が審査資料に示される場合はその判断根拠が明確にされること
		敷地周辺の地質・地質構造	①	-	
	地震動 (第3、4条)	地下構造	①	-	
		震源を特定して策定する地震動	②	2019/12/13	●事業者は浦底断層による地震動評価について、不確かさに加えて十分な余裕を確保するとしているが、既許可サイトと同様の項目かつ、同様のレベル親の不確かさしか考慮していない。これに対して、浦底断層から200m程度の位置に重要施設が建設されているという特殊性から、更に踏み込んだ検討を行うことも考えるよう求めている。震源断層モデルの設定、不確かさとして考慮するパラメータの設定も含めて震源極近傍の地震動評価としてどのような保守性まで見込むのかについて、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		震源を特定せず策定する地震動	①	-	
		基準地震動	①	-	
		地盤・斜面の安定性	①	-	●敷地内破砕帯の活動性評価、浦底断層による地震動評価から審議
		耐震設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	津波(第5条)	地震による津波	①	-	
		地震以外による津波	①	-	●敷地内破砕帯の活動性評価、浦底断層による地震動評価から審議
		基準津波	①	-	
		耐津波設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	竜巻(第6条)		①	-	
	火山事象 (第6条)	火山事象	①	-	●敷地内破砕帯の活動性評価、浦底断層による地震動評価から審議
		火山事象に対する設計方針	①	-	
	外部火災(第6条)		①	-	
	その他自然現象と人為事象(第6条)		①	-	
	不法な侵入(第7条)		①	-	
	内部火災(第8条)		①	-	
	内部溢水(第9条)		①	-	
	誤操作の防止(第10条)		①	-	
	安全避難通路(第11条)		①	-	
	安全施設(第12条)		①	-	
	全交流電源喪失(第14条)		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	SFP(第16条、23条)		①	-	
	RCPB(第17条)		①	-	
	安全保護回路(第24条)		①	-	
	原子炉制御室(第26条)		①	-	
	監視設備(第31条)		①	-	
	保安電源(第33条)		①	-	
	緊急時対策所(第34条)		①	-	
	通信連絡設備(第35条)		①	-	

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目				ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点		
重大事故等 対処施設関係	有効性 評価 (3 7 条)	PRA	Lv 1	①	-			
			Lv 1. 5	①				
			停止時	①				
			地震	①				
			津波	①				
		事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス			①			
		解析コード			①		-	
		限界温度、限界圧力			①		-	
		炉心	2次冷却系からの除熱機能喪失		①		-	
			全交流動力電源喪失		①			
			原子炉補機冷却機能喪失		①			
			原子炉格納容器の除熱機能喪失		①			
			原子炉停止機能喪失		①			
			ECCS注水機能喪失		①			
			ECCS再循環機能喪失		①			
			格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA、蒸気発生器伝熱管破損)		①			
		CV	過圧破損		①		-	
			過温破損		①		-	
			DCH		①		-	
			FCI		①			
			MCCI		①			
			水素燃焼		①		-	
		SFP	想定事故1		①		-	
			想定事故2		①			
		停止時	崩壊熱除去機能喪失		①		-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
			全交流動力電源喪失		①			
			原子炉冷却材の流出		①			
			反応度誤投入		①			
	設備・技 術的能 力	1.0	43条	共通	①	-		
		1.1	44条	ATWS	①	-		
		1.2	45条	高圧時冷却	①			
		1.3	46条	減圧	①			
		1.4	47条	低圧時冷却	①			
		1.5	48条	最終ヒートシンク	①			
		1.6	49条	CV冷却	①	-		
		1.7	50条	CV過圧破損防止	①	-		
		1.8	51条	CV下部注水	①	-		
		1.9	52条	CV水素対策	①	-		
		1.10	53条	RB水素対策	①	-		
		1.11	54条	SFP	①	-		
		1.12	55条	建屋外RI抑制	①	-		
		1.13	56条	水源	①	-		
		1.14	57条	電源	①	-		
		1.15	58条	計装	①	-		
		1.16	59条	原子炉制御室	①	-		
		1.17	60条	監視測定	①	-		
		1.18	61条	緊急時対策所	①	-		
		1.19	62条	通信連絡	①	-		
	2		大規模損壊	①	-			
	共通	地質(第38条)			②	2020/10/30	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。	
		地震動(第38、39条)			②	2019/12/13	●地震動(第3、4条)を参照。	
		津波(第40条)			①	-	●津波(第5条)を参照。	
		火災(第41条)			①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	

※ ①審査に未着手(赤色)、 ②一部説明聴取済＆コメント回答の審査中(黄色)、 ③一通り説明聴取済＆コメント回答の審査中(緑色)、 ④概ね審査済み(灰色)
 (注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくこと、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
 (注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
 (注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
 (注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表 (特定重大事故等対処施設)

- ・ 東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所 6, 7 号炉 . . . 2 1
- ・ 日本原子力発電(株)東海第二発電所 . . . 2 2

※ 1 申請順に記載

※ 2 電源開発(株)大間原子力発電所、北海道電力(株)泊発電所 3 号炉及び中国電力(株)島根原子力発電所 2 号炉については、前回（令和 3 年 7 月 7 日第 19 回原子力規制委員会）報告時から変更等がないため、省略する。

審査進捗状況表

東京電力（株）**柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉**設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設）に係る審査状況【令和3年10月5日時点】

審査項目			ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
特定重大事故等 対処施設	地質 （第38、39条）	敷地の地質・地質構造	③	2021/3/26	●令和3年3月26日の審査会合において、特定重大事故等対処施設設置位置付近に新たに確認された断層について、追加地質調査結果に基づく活動性評価の審議を行った。新たに確認された断層を既許可申請において評価した断層で代表させた評価結果に対し、その代表させた根拠について、説明を求めた。令和3年8月5日に現地調査を行い、試掘坑及びボーリングコア等を観察して事業者の説明内容を確認した。その上で、断層の切り合い関係や地層の連続性等については更に検討を行い説明することを求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		地盤・斜面の安定性	①⇒③	2021/9/2	●令和3年9月2日の審査会合において、評価対象断面における試掘坑調査で新たに確認された断層の影響の有無、基礎地盤のすべり線の強度のばらつきを考慮する範囲、局所安全係数の設定の考え方等を示すよう求めるとともに、解析用物性値の設定については、既許可時の評価から一部変更する考え方を整理した上で、変更後の解析用物性値を用いる根拠と適用範囲について説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地震動 （第38、39条）	耐震設計方針	③	2021/3/18	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
		耐津波設計方針	②⇒④	2021/9/30	
	火災 （第41条）		③⇒②	2021/7/13	●事業者がケーブルトレイに対する消火設備として新たな手法を採用することとしたため、詳細な説明を求めている。引き続き、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	共通設計方針 （第43条第1項及び第2項）		③⇒④	2020/1/30	
	特重施設 （第42条）	故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 （第1号）		2021/9/30	●一部の特定重大事故等対処施設について、故意による大型航空機の衝突に対する防護方針の詳細な検討を求めている。引き続き、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
		設備 （第2号）	原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能	2021/5/27	
			炉内熔融炉心の冷却機能	2021/9/30	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
			CV内熔融炉心の冷却機能	2021/9/30	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
			CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能	2021/9/30	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
			CVの過圧破損防止機能	2021/8/24	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
			水素爆発によるCV破損防止機能	2021/8/24	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
			電源設備	2021/5/27	
			計装設備	2021/9/30	
			通信連絡設備	2020/6/25（書面）	
			緊急時制御室	2021/5/27	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
		使命期間（第3号）		2021/5/27	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
		効果の評価（主に第2号）		2021/3/18	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
	技術的能力	1.0	共通	2021/9/30	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
			準備操作	2021/3/4	
			減圧	2021/3/4	
			炉内熔融炉心冷却	2021/9/30	
			CV内熔融炉心冷却	2021/9/30	
		2.2	CV冷却・減圧	2021/3/4	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
			CV過圧破損防止	2021/8/24	
			CV水素対策	2021/8/24	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
			サポート機能（電源）	2021/3/4	
			サポート機能（計装）	2021/9/30	
			サポート機能（通信連絡）	2021/3/4	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
			緊急時制御室	2021/3/4	

※ ①審査に未着手（赤色）、②一部説明聴取済＆コメント回答の審査中（黄色）、③一通り説明聴取済＆コメント回答の審査中（緑色）、④概ね審査済み（灰色）
（注1）チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくることがあり得る。
（注2）今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
（注3）ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

日本原子力発電(株) **東海第二発電所** 設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況【令和3年10月5日時点】

審査項目			ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
特定重大事故等 対処施設	地質 (第38、39条)	敷地の地質・地質構造	③⇒④	2021/9/17		
	地震動 (第38、39条)	地盤・斜面の安定性	③⇒④	2021/9/17		
		耐震設計方針	③⇒④	2021/5/27		
	津波 (第40条)	耐津波設計方針	③⇒④	2021/4/27		
	火災 (第41条)		③⇒④	2021/5/27		
	共通設計方針 (第43条第1項及び第2項)		③⇒④	2021/4/20		
	特重施設 (第42条)	故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号)		②⇒④	2021/8/24	
		設備 (第2号)	原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能	③⇒④	2020/2/27	
			炉内熔融炉心の冷却機能	③⇒④	2020/2/27	
			CV内熔融炉心の冷却機能	③⇒④	2020/2/27	
			CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能	③⇒④	2020/2/27	
			CVの過圧破損防止機能	③⇒④	2021/5/27	
			水素爆発によるCV破損防止機能	③⇒④	2021/5/27	
			電源設備	③⇒④	2020/2/27	
			計装設備	③⇒④	2020/7/7	
			通信連絡設備	④	2020/2/27	
			緊急時制御室	③⇒④	2021/4/20	
		使命期間(第3号)		③⇒④	2021/5/25	
		効果の評価(主に第2号)		②⇒④	2021/7/15	
		技術的能力	1.0	共通	③⇒④	
	2.2		準備操作	③⇒④	2021/5/25	
			減圧	③⇒④	2021/3/4	
			炉内熔融炉心冷却	③⇒④	2021/4/20	
			CV内熔融炉心冷却	③⇒④	2021/4/20	
			CV冷却・減圧	②⇒④	2021/4/20	
			CV過圧破損防止	②⇒④	2021/4/20	
CV水素対策			③⇒④	2021/3/4		
サポート機能(電源)			③⇒④	2021/3/4		
サポート機能(計装)			③⇒④	2021/3/4		
サポート機能(通信連絡)			③⇒④	2021/3/4		
緊急時制御室			③⇒④	2021/4/20		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注3)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

新規制基準適合性審査における主な審査状況（設置変更許可）

参考資料1

令和3年10月5日現在

			PWR			BWR												
			泊1, 2	泊3	敦賀2	島根2	島根3	浜岡4	浜岡3	東通	志賀2	大間						
地震・津波	地質	・敷地の地質・地質構造		※地質、地震動評価、津波影響評価、火山影響評価については、泊3号の知見を反映して審査を行う	おおむね審議済	審議中（敷地内破砕帯の活動性評価）	※地質、地震動評価、津波影響評価、火山影響評価については、島根2号の知見を反映して審査を行う	審議中（敷地内破砕帯の活動性評価）		おおむね審議済	審議中（敷地内破砕帯の活動性評価）	審議中（敷地内破砕帯の活動性評価）						
		・敷地周辺の地質・地質構造			おおむね審議済			おおむね審議済		おおむね審議済	審議中	おおむね審議済						
	地震動	・地下構造			おおむね審議済			おおむね審議済		おおむね審議済	審議中	審議中（内陸地殻内地震）	審議中（内陸地殻内地震）					
		・震源を特定して策定する地震動			審議中（積丹半島北西沖の断層による地震動評価）	審議中（浦底断層による地震動評価）		審議中										
		・震源を特定せず策定する地震動			審議中			審議中										
		・基準地震動			審議中（積丹半島北西沖の断層による地震動評価）			審議中										
	津波	・地震による津波			審議中（日本海東縁部に想定される地震による津波の再評価、積丹半島北西沖の断層による津波評価）	※敷地内破砕帯の活動性評価、浦底断層による地震動評価から審議		審議中（プレート間地震による津波評価）		審議中	※敷地内破砕帯の活動性評価から審議	審議中						
		・地震以外による津波			おおむね審議済			審議中		審議中								
		・基準津波			審議中（日本海東縁部に想定される地震による津波の再評価、積丹半島北西沖の断層による津波評価）			審議中										
	地盤・斜面の安定性																	
火山事象																		
プラント	耐震設計方針			概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※泊3を優先して審査を実施中	審議中（防潮堤等に関する耐震設計方針）	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	令和3年9月15日許可		概要説明を聴取 ※島根2号の知見を反映して審査を行う	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※浜岡4を優先して審査を実施中	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示						
	耐津波設計方針				審議中（防潮堤等に関する耐津波設計方針）													
	DB	外部事象	・竜巻に対する設計方針		おおむね審議済 ※耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、令和3年10月1日に提出されたまとめ資料を順次確認していく。								概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	審議中	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※浜岡4を優先して審査を実施中	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
			・火山に対する設計方針															
			・外部火災に対する設計方針															
			・その他自然現象等に対する設計方針															
		内部火災																
		内部溢水																
		安全施設等																
	SA	有効性評価	・炉心損傷防止		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※泊3を優先して審査を実施中								おおむね審議済 ※耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、令和3年10月1日に提出されたまとめ資料を順次確認していく。	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※浜岡4を優先して審査を実施中	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
			・格納容器破損防止															
			・使用済燃料貯蔵槽															
			・停止時															
			・シーケンス選定															
			・解析コード															
			設備・手順															・停止失敗時未臨界確保
		・炉心冷却（高圧冷却、減圧、低圧冷却）																
		・最終ヒートシンク																
		・格納容器（冷却、過圧破損防止、下部注水）																
		・水素対策（格納容器、原子炉建屋）																
		・使用済燃料貯蔵槽																
		・緊急時対策所																
		・その他（監視測定、通信連絡等）																
		・大規模損壊																
技術的能力																		
備考																		

注) おおむね審議済であっても、審査の過程で追加の課題が出てくることも有り得る。
空欄: 未審議のもの 一部着手: 一部の論点について議論を開始したもの（括弧書きは着手した論点） 審議中: 一通り審議を開始したもの（括弧書きは主要な論点）

設置変更許可申請以外の審査における主な課題とその審査の現状

参考資料2

【本体施設】

○設計及び工事の計画の認可

令和3年10月5日

	主な課題	審査の現状	備 考
柏崎刈羽 6・7号	—	7号機については、令和2年10月14日に認可した。 6号機については、平成29年12月27日の設置変更許可を踏まえた補正がなされていない。	
女川 2号	—	新規制基準の設置変更許可を踏まえた補正について、令和3年3月31日までに全ての書類が提出された。現在、 東北地方太平洋沖地震等の影響を踏まえた建屋の耐震評価などの論点について 、審査会合において審査を進めている。	
島根 2号	—	令和3年9月15日の新規制基準適合に係る設置変更許可を踏まえ、同年10月1日に基本設計方針等の本文や建物の耐震評価等の一部について補正がなされており、今後、審査会合を開催する。	

○保安規定変更認可

	主な課題	審査の現状	備 考
柏崎刈羽 6・7号	—	7号機については、令和2年10月30日に認可した。 6号機については、まだ申請がなされていない。	

【特定重大事故等対処施設】

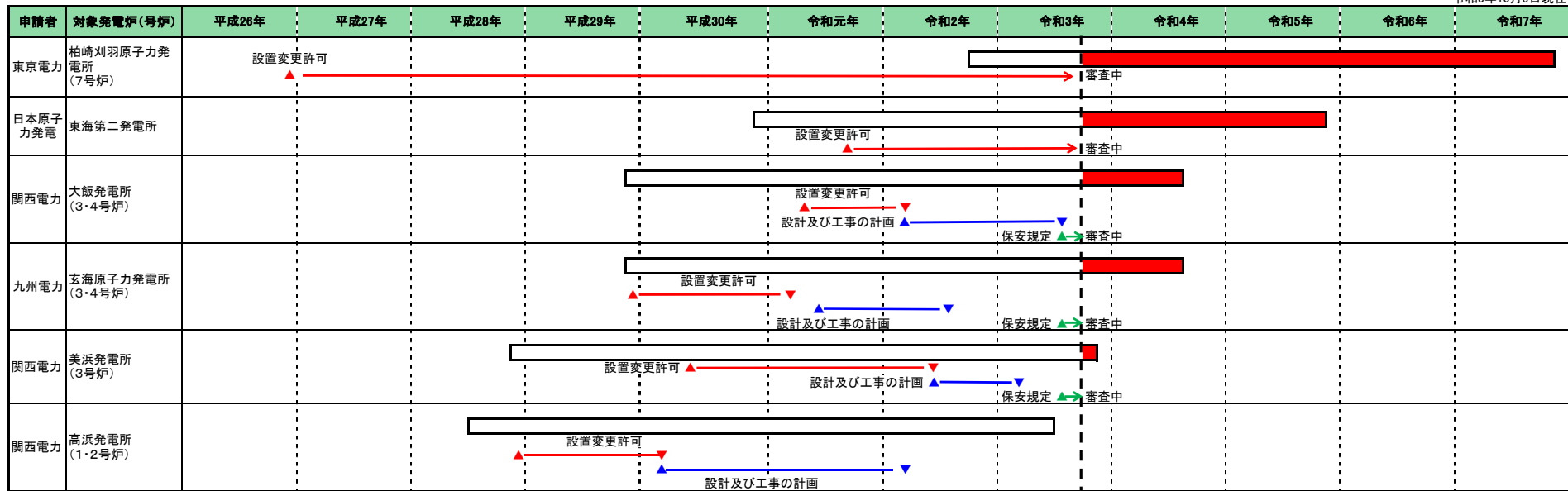
○保安規定変更認可

	主な課題	審査の現状	備 考
玄海 3・4号	—	令和3年8月10日に申請があり、同年9月30日の審査会合において、初回概要説明を受けた。今後審査会合において、詳細についての説明を求めている。	
美浜 3号炉	—	令和3年9月17日に申請があり、今後、審査会合を開催する。	
大飯 3・4号	—	令和3年9月17日に申請があり、今後、審査会合を開催する。	

特定重大事故等対処施設に係る経過措置期間

参考資料3

令和3年10月5日現在



凡例

